

平成 20 年 12 月 17 日

北海道知事  
高橋 はるみ 殿

社団法人日本産科婦人科学会

理事長 吉村 泰典



現場の産婦人科勤務医の待遇改善推進のための要望書

- 日頃は、地域医療提供体制の確保のためにご尽力いただき誠にありがとうございます。わが国の産婦人科医療・周産期医療提供体制が危機的状況にあることは、既に十分にご認識のことと存じます。これまで多くの施策が検討され、実行に移されつつありますが、状況を開拓するまでには至っておりません。わが国の産婦人科医療に責任を有する専門団体として、各地域において産婦人科医療提供体制の確保のため、より一層のご尽力をお願いいたしましたく、ここに要望申し上げます。

要望事項：ハイリスク妊娠分娩管理・治療に従事する病院産婦人科勤務医待遇改善のための病院への指導と待遇改善推進事業の実施

- 厚生労働省は、平成 20 年 3 月 21 日付都道府県知事宛 医政局長・保険局長通知「病院勤務医の労働環境改善の推進について」において、「平成 20 年度診療報酬改定においては、病院勤務医の負担軽減を緊急課題と位置付け、産科・小児科、救急医療に対する重点的な評価や地域の急性期医療を担う病院における医師事務作業補助者の配置に対する評価を行うこととしている。」と述べており、このような位置付けに基づいて産科領域においてはハイリスク妊娠管理加算、妊娠緊急搬送入院加算等の新設やハイリスク分娩管理加算の大幅拡大等が行われました。ハイリスク分娩管理加算については、その算定のための施設要件として、「勤務医の負担軽減のための計画作成」という項目が設けられ、「各医療機関においては、上記の改定の趣旨を十分に認識した上で産科・小児科、救急医療（時間外における十分な人員確保を含む。）をはじめとした病院勤務医の労働環境の改善策を講じられたいが、各都道府県におかれてもその旨了知されたい。」と注意を喚起しています。
- また、平成 20 年 3 月 25 日に舛添要一厚生労働大臣は閣議後記者会見において「ですから、病院の経営も考えないといけないのですが、病院の経営者の皆さん方にお願いしたいのは、現場で働いているお医者さんの待遇改善、待遇を良くする。そして、診療報酬が上がった分は、お医者さんにきちんと配分するということを是非お願いしたいと思います。」と発言されています (<http://www.mhlw.go.jp/kaiken/daijin/2008/03/k0325.html>)。同日開催された第 12 回地域医療に関する関係省庁連絡会議でも、医政局医療計画推進指導官は、「局長通知の中の、『勤

務医の労働環境の改善』には、当然に処遇の改善が含まれます」と述べ、本年度において、ハイリスク分娩管理加算を含む診療報酬上の産科重点評価を契機として、産婦人科の医療現場の改善を通じて、産婦人科医不足に歯止めをかけ、地域産婦人科医療提供体制の安定化をはかるという国の明確な姿勢が示されています。

- しかしながら、本年度に入り、現場の産婦人科医からは、「処遇の改善を含め、なんらの労働環境の改善が認められない」という声が、学会に大変多く寄せられております。本年7月に実施されました日本産婦人科医会の調査では、ハイリスク妊娠・分娩管理加算に関して現場の医師への還元がなされている病院は全体の7.7%にすぎないことが明らかになっています。
- 各病院の厳しい経営状態を考えれば、周産期医療に係る増収部分であっても、病院が独自に当該分野の現場の医師への還元をはかることが非常に難しい実情があることは十分に理解できるところではありますが、この状況を放置しては、現場の医師の失望感はきわめて大きくなり、せっかくの施策の効果が得られないばかりでなく、現場の医師の士気の低下をもたらす危険すらあります。
- 以上の経緯をご理解いただいた上で、各病院に厚生労働省医政局長・保険局長通知の趣旨を直ちに実施するようご指導いただくとともに、過酷な労働条件で勤務を続けている現場の産婦人科医への処遇が改善するための、実効性のある施策を迅速に推進していただくことを、強く要望いたします。